

京丹後市水道事業

給水装置工事等の手引き

令和8年度改定

京丹後市上下水道部経営総務課

京丹後市水道給水工事について

市の水道から給水を受けようとする者は、京丹後市水道事業給水条例及び同条例施行規程並びに本書に記載されている事項を守り、京丹後市指定給水装置工事事業者を通じて申込みを行うこと。

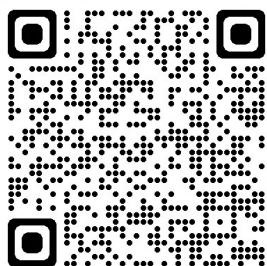
京丹後市指定給水装置工事事業者は、給水装置工事の申込者から当該工事の委任を受けた後、市に対し申請を行い、市から許可があった後、工事に着手すること。

京丹後市指定給水装置工事事業者は、竣工後直ちに、市に対し、当該工事の完成届の提出を行い、検査を受けること。

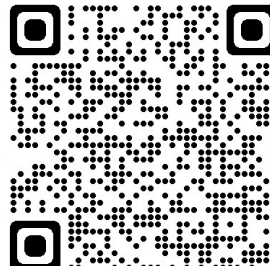
合格後、給水使用の開始とする。

参考例規等

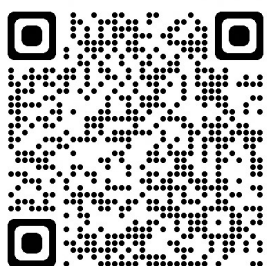
京丹後市水道事業給水条例



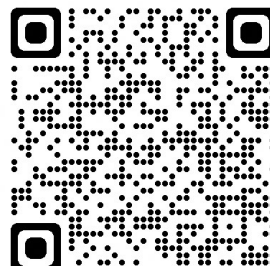
京丹後市水道事業給水条例施行規程



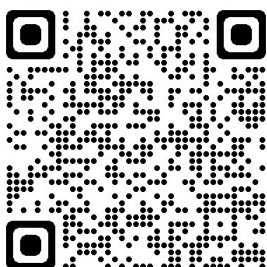
京丹後市水道工事分担金条例



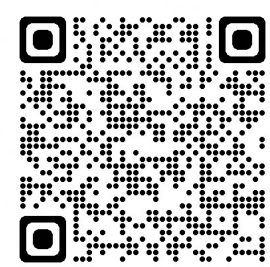
京丹後市道路占用規則



京丹後市道路占用料徴収及び減免に関する規則



給水装置工事許可申請書
様式ダウンロード



目次

1 給水申請の手続き

- 1-1 一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 工事の承認申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 給水装置の施工

- 2-1 施工一般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2-2 土工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2-3 分岐工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-4 配管工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-5 給水管の埋設位置の表示・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-6 量水器等の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-7 止水栓等の取付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-8 給水装置工事の変更について・・・・・・・・ 6
- 2-9 給水装置工事の中止・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-10 二次側の給水管について・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-11 一次止水について・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2-12 補助止水栓の位置・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2-13 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 図面作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

1 給水申請の手続き

1-1 一般事項

- (1) 申請申込みは、市の業務時間内（平日の、午前9時から午後4時30分までの間）とする。
- (2) 申請に係る事前調査において、利害関係人等がある場合は、必ず申請前に承諾を受けること。
- (3) 申請書の記載事項（押印を含む。）及び添付書類に漏れのないよう十分注意すること。

1-2 工事の承認申請

- (1) 給水装置（市の量水器を設置する受水槽以下装置も含む。）を新設、改造、修繕又は撤去をしようとする者は、市の承認を受けなければならない。
- (2) 給水装置工事許可申請書（様式第1号第4条関係）に必要事項を記載のうえ、市に提出し、設計審査を受けること。

2 給水装置の施工

2-1 施工一般

(1) 工事

ア 給水装置工事は、定められた設計に基づき正確、かつ、丁寧に施工し、工事完成後は直ちに市の検査を受けなければならない。

イ 施工にあたっては、関係法令、関係例規等を遵守するとともに、常に工事の安全に留意し、適切な現場管理を行い、事故防止に努めること。

(2) 関係官公署への手続き

ア 道路を掘削・占用する場合は、道路管理者に対し、工事着手前に所定の手続き（道路占用許可申請、道路使用許可）を迅速、かつ、確実にを行い、その許可を得ること。

イ 道路を使用する場合は、京丹後警察署長（以下「警察署長」という。）に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にを行い、その許可を得ること。

(3) 事前協議

ア 施工にあたっては、他の埋設物（工業用水管、井水管、電気・電話線、ガス管、下水道管等）に関する調査を十分に行うこと。

イ 調査により、埋設物があると確認された場合は、速やかに当該埋設物の管理者と協議を行い、必要に応じ立会いを求めること。

(4) 保安施設の設置

ア 給水装置工事の実施により、交通の妨害となるような行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、交通及び保安上十分な措置を講じること。

イ 道路管理者及び警察署長の指示及び条件を遵守し、十分注意して施工すること。

ウ 通行止め又は交通制限を要するときは、警察署長の指示により、必要な箇所に指定の表示をするとともに、防止柵、注意灯等を設置し、万全を期すこと。

エ 車両及び歩行者の安全で円滑な通行を図るため、必要、かつ、十分な施設を設けるとともに、必要に応じ保安要員及び習熟した交通整理員を配備すること。

オ 保安施設の設置方法は、警察署長と十分協議すること。

(5) 事故対策

ア 施工中は、事故防止に万全を期すとともに、事故の発生する場合を想定し、常に準備すること。

イ 事故発生その他の緊急時に備え、人員招集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

2-2 土工事

(1) 道路掘削

ア 掘削にあたっては、道路管理者、警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。

イ 工事着手前に周辺住民に対し工事内容の説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

ウ 掘削面積は、特に指示された場合を除き、当日中に復旧可能な範囲とすること。

- エ 掘削土砂は、側溝等の排水を阻害しないよう適切な管理をすること。
- オ 掘削土砂は、碎石と土砂、水分を含んだ土砂と乾いた土砂等は分離しておくこと。
- カ 現場の状況に応じて、土留等の安全対策を施すこと。
- キ 家屋の軒先に近接して掘削する場合は、居住者の通行を妨げないよう必要な措置を講ずること。

(2) 道路埋戻し

- ア 埋戻しにあたっては、道路管理者、警察署長の許可条件及び指示事項を遵守すること。
- イ 埋戻しにあたっては、水道管及び他企業埋設物に損傷その他影響を及ぼさないよう十分注意すること。
- ウ 管を保護するため、保護砂を埋戻すものとする。保護砂については、基礎砂5cm（均し無し）、管上10cmとする。
- エ 配水管及び給水管の下端部と側部及び他の埋設物との交差箇所の埋戻しにあたっては、締め固めを特に念入りに行い、地盤沈下が生じないようにすること。
- オ 土留等を取り外す場合は、その時期及び方法を十分考慮し、配水管及び給水管に影響を与えないよう埋め戻すこと。
- カ 石綿セメント管から給水管を分岐した場合は、管の周囲は特に良質な土砂等で埋戻しを行い、As塊・碎石等の固い物が混入しないよう十分注意すること。
- キ 本管上30cmに青色の埋設シートを敷設するとともに、市から支給するマーカーを設置すること。

(3) 道路復旧

- ア 道路管理者の復旧条件に従い、速やかに施工すること。
- イ 復旧路面は、原路面と同一の高さとなるよう施工すること。
- ウ 残土及び泥土は、当日運搬、当日除去とし、現場の清掃に努めること。
- エ 本復旧までの期間は常時巡視し、舗装面に剥離、陥没等が発生したときは、直ちに手直しを行うこと。

2-3 分岐工事

- (1) 分岐工事は、事前に各工事担当者に連絡してから行うこと。
- (2) 分岐しようとする配水管又は既設給水管が、市の水道以外の水管（工業用水管、井水管、配水管等）又はガス管その他の埋設管ではないことを確認した後、分岐工事を行うこと。
- (3) サドル分水栓での取出しは、ロクロ継手、プレスジョイント、SUSフレキ及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）及びポリエチレン管（PEP）を使用すること。
- (4) 割丁字管又はサドル分水栓により分岐する場合は、次の事項に留意すること。
 - ア 穿孔する箇所及びその周辺は、泥等が付着していないようよく洗い落とすこと。
 - イ 穿孔する箇所を定め、その位置に確実に取り付けること。
 - ウ 配水管に仮締めした後、取付位置を変更するときは、ゴムパッキンの破損による漏水を想定し、必ず取り外し、改めて取り付けること。
 - エ 取り付け後、穿孔口からパッキンの設置状況等を確認するとともに、所定の水圧（1.75MPa）を1分間以上加えて、耐圧及び漏水の有無を確認すること。
 - オ 穿孔中、穿孔機が移動しないよう割丁字管用の穿孔機には受台を施すこと。その際、配

水管に損傷を与えることのないよう、ボルトの締過ぎに注意すること。

カ ボルトの締付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。

キ 穿孔中の送りハンドルは、ドリルが損傷することがある為、無理な操作は行わないこと。

ク 鋳鉄管類及び鋼管類からサドル分水栓により穿孔する場合は、切り口に防食コアを挿入すること。

ケ 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。

コ 止水栓の止水不良を防ぐため、止水栓を通さず穿孔くずを排除すること。

(5) 断水を伴う分岐工事は、次の事項に留意すること。

ア 断水時間に制約されるので、必要かつ十分な作業員の配置、配管資材・機材・器具の確認等を行うことにより円滑な作業ができるよう準備し、迅速かつ確実な施工を計画すること。

イ 既存管の切断に先立ち、設計図に示された配水管等であることを確認すること。

ウ 既存管との連絡には、既存管の内部を十分清掃したうえで連絡すること。

エ 断水広報は、区域等を事前に十分調査し、漏れのないようにすること。

(6) 給水装置の取出変更工事に伴う分岐止めは、表1のとおり施工すること。

表1 分岐止めの施工

主管	分岐管種別	施工方法	
配水管	サドル分水栓	サドル分水栓のコックを全閉又はキャップ止めとすること。コックのない分水栓については、分水栓の付近でキャップ止めをすること。	
	割丁字管	捨てバルブを止水し、フランジ蓋を取り付けること。	
	丁字管	鋳鉄管	鋳鉄管用の栓を取り付けること。
石綿セメント管		丁字管を撤去し、ドレッサー接続直管とすること。	
給水管	ステンレス鋼管	チーズを撤去すること。	
	鋼管	チーズにプラグをすること。	
	ビニル管	チーズの取出部分にキャップ止めをすること。(HIVP 使用)	
	鉛管	ブランチ部分の前後を切断し、鉛管接合すること。	
	ポリエチレン管	チーズの取出部分にパイプエンドをすること。	

(7) 給水管の取出し最小口径は、20 mmとすること。

(8) 分岐工事を行う場合には、水道加入金及び設計審査手数料を納付していることを確認した後、道路掘削占用許可書及び道路使用許可書の写しを添付して、施工日の2日前までに市に報告しなければならない。

(9) 配水管種、口径の取出し分岐口径の方法選定は、別表2 (P8参照) のとおりとする。

(10) 大口径 (40mm以上) の継手材は、原則メカ継手又は融着接合 (HPPE管使用時) とする。

(11) 離脱防止器具は、直管部に設置しないものとする。ただし、曲管部、主管部及び2 m程度の切管部については、取り付けるものとする。

(12) 量水器が25mm以上における引込みを行う場合は、同口径で取出しを行うこととする。また、止水栓も25mmのものを使うこと。

- (13) 量水器を13mmで設置する場合は20mmでの取出しを行い、量水器手前で13mmに口径を落とす（止水栓の伸縮部で20mm×13mmに落とす。）こと。

2-4 配管工事

- (1) 配管作業中、工器具等で管に外傷を与えないよう十分注意すること。
- (2) 既設埋設物及び構造物に近接して配管しなければならない場合は、上下左右とも原則として30cm以上離すこと。
- (3) 石垣等に並行して配管する場合は、法肩及び法尻から可能な限り離れた位置を選定すること。
- (4) 防護措置（防寒、防露、防食を含む。）は、適切に施工すること。
- (5) 管工事は、いかなる場合でも衛生に十分注意し、工事の中断時又は1日の工事終了後には、管端にプラグ等で栓をし、汚水等が流入しないようにすること。
- (6) 施工する管等の保管場所は原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管する場合は、ビニールシート等にて保護すること。
- (7) 保管する管の上には重量物等を載せないこと。
- (8) 油等の汚れが付着しないように十分注意すること。

2-5 給水管の埋設位置の表示

- (1) 埋設位置の表示
道路部分に布設する給水管の位置について、将来の維持管理等を考慮し、埋設シートの設置により、その位置を表示すること。
- (2) 電食防止等の措置
メカ材、鋳鉄管等を使用する場合は、維持管理等を考慮し、ポリエチレンスリーブで被覆すること。

2-6 量水器等の取付け

- (1) 量水器
 - ア 運搬中は、振動を与えないよう注意すること。
 - イ 量水器上流側については、管内を十分洗浄すること。
 - ウ 矢印方向に注意し、水平に設置するとともに、パッキンは定位置からずれないように収めること。
 - エ 量水器取付後はしばらく通水し、パイロットマークの回転状況等を確認するとともに、漏水の有無を調査すること。
 - オ 量水器の設置位置は、原則として玄関付近に設置することとし、量水器の検針、点検、取替作業等が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない位置とすること。
- (2) 量水器筐
 - ア 量水器筐は、量水器及び止水栓を保護する用具として、量水器取付時に必ず設置しなければならない。
 - イ 量水器が傾斜を来すような設置はしないこと。
 - ウ 雨水等の侵入を極力避けるように設置すること（必要に応じて排水ピットを設けるこ

と。)

エ 設置高さは、路面と同一高とすること。

オ 量水器室の築造にあたっては、事前に量水器の取付位置を確認し、将来の取替等に困難を来すことのないように十分留意すること。

カ 青色のものを使用すること。

2-7 止水栓の取付け

- (1) 止水栓は、量水器の一次側に副弁伸縮止水栓を設置することを標準とする。
- (2) 取付けの埋設深さは、給水管埋設深さと同一とすること。
- (3) 開閉ハンドルは、垂直となるようにすること。
- (4) 伸縮部を完全に伸ばした状態で取り付けること。

2-8 給水装置工事の変更について

給水装置工事の許可を受けた者が当該許可に係る給水装置工事を変更しようとするとき又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、市に報告し再協議しなければならない。

なお、設計審査に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る設計書を添付すること。その際には、設計審査手数料を再度、徴収する。

2-9 給水装置工事の中止

給水装置工事の許可を受けた者が当該許可に係る給水装置工事を中止したときは、直ちに給水装置工事の中止を市に報告しなければならない。

2-10 二次側の給水管について

- (1) 量水器から給水栓までの間（二次側）の給水装置に使用する給水管及び給水用具は、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質に適合した給水用具を使用しなければならない。
- (2) 給水管の保護について
 - ア 管が露出する部分には、保温材で被覆し、更にその上にビニールテープ等防湿材料で被覆すること。
 - イ 輪荷重等の衝撃を受ける恐れのある箇所については、さや管の中に入れるなど、適当な処置を講じなければならない。
 - ウ 温度の影響を受け易い箇所には、伸縮継手の使用等の適当な措置を講じなければならない。
- (3) 給水管及び給水用具は、最終の止水機構の流出側に設置される給水用具を除き、耐圧性能を有するものを用いること。（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「省令」という。）第1条第1項。）
- (4) 減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを用いること。（省令第7条）
- (5) 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するため、その構造及び材質に

応じた適切な接合を行うこと。(省令第1条第2項)

- (6) 家屋の配管は、原則、建物の外回り配管で埋設する。
- (7) 原則として、13mm及び20mmの量水器を設置する場合、量水器以降の屋内配管でメイン管については20mmでの配管とする。
- (8) 給水管の埋設の深さについては、表3のとおりとする。(土工等共通事項)

表3 給水管の埋設

布設場所	埋設深さ(管天までの深さ)
国道、府道	※1 道路の舗装厚に0.3mを加えた値(但し、0.6mに満たない場合は0.6m) ※2 1.2m以上(道路管理者の指示による。)
市道、農道、私道	0.6m以上(道路管理者の指示による。)
宅地内	0.3m以上

※1 銅管(JIS G 3443) 300mm以下、ダクタイル鋳鉄管(JIS G 5526) 300mm以下、硬質塩化ビニル管(JIS K 6741) 300mm以下、水道配水用ポリエチレン管(引張降伏強度204kgf/cm²以上) 200mm以下で外径/厚さ=11のものに限る。

※2 ※1以外の素材、管径の場合。

2-11 一次止水について

- (1) 官民境界線から止水栓までの給水管の引込みの長さが15m以上及び公道部分(国、府、市、農道等)で引込みの長さが15m以上となる場合は、給水管口径が50mm以上は仕切弁、50mm未満はバルブを設置すること。
- (2) 仕切弁筐の取付けは、次のとおりとする。
 - ア 設置にあたっては、仕切弁の弁棒が筐の中心位置となるようにすること。
 - イ 設置高さは、路面と同一高さとする。
 - ウ 筐の周囲は、沈下等が生じないように土砂等で十分突き固めること。
- (3) バルブ筐の取付けは、次のとおりとする。
 - ア 荷重の加わる恐れのある場所は、筐の下部に平板、コンクリートブロック等を置くなど沈下に対応し、給水管に直接影響を与えないようにすること。
 - イ 裾付けにあたっては、止水栓の開閉ハンドルが筐の中心位置となるようにすること。
 - ウ 設置高さは、路面と同一高さとする。
 - エ 筐の周囲は土砂で十分つき固め、荷重の加わる恐れのある場所については、筐の上部付近を碎石等で固めること。

2-12 補助止水栓の位置

- (1) 口径40mm以上の量水器を設置する場合は、量水器の下流直後の箇所とすること。
- (2) 階上又は階下に配管する場合は、それぞれ給水管の立ち上がりの手前の箇所とすること。
- (3) 上記以外では、その他特に必要と考えられる箇所とすること。

2-13 その他の留意事項

- (1) 施工中に配水管を破損した場合は、直ちに上下水道部施設課に連絡するとともに、他に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

なお、当該配水管の修繕に要する費用は、原因者の負担とする。

- (2) 給水装置の管理区分については、官民境界とする。
- (3) 水道の廃止については、閉栓キャップをし、量水器を引き上げるものとする。

別表2 分岐方法の選定

配水管種、口径の取出し分岐口径の方法選定は以下の表のとおりとする。

		20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
鑄 鉄 管	50mm	サドル 分水栓	サドル 分水栓	割T字管 T字管	—	—	—
	75mm	〃	〃	〃	割T字管 T字管	—	—
	100mm	〃	〃	割T字管 T字管 サドル分水栓	〃	割T字管 T字管	—
	150mm	〃	〃	〃	〃	〃	割T字管 T字管
	200mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	250mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	300mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石綿 セメ ント 管	50mm	サドル 分水栓	サドル 分水栓	割T字管 T字管	—	—	—
	75mm	〃	〃	〃	割T字管 T字管	—	—
	100mm	〃	〃	〃	〃	割T字管 T字管	—
	150mm	〃	〃	〃	〃	〃	割T字管 T字管
	200mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	250mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	300mm	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ビ ニ ル 管	25mm以下	チーズ (HIVP)	チーズ (HIVP)	—	—	—	—
	40mm	チーズ(HIVP) サドル分水栓	〃	T字管	—	—	—
	50mm	〃	チーズ サドル分水栓	〃	T字管	—	—
	75mm	〃	サドル 分水栓	割T字管 T字管	割T字管 T字管	—	—
	100mm	〃	〃	—	〃	割T字管 T字管	—
	150mm	〃	〃	—	〃	〃	割T字管 T字管

3 図面作成

図面は、給水装置計画の技術的表現であり、施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものであること。

(1) 記入方法

ア 表示記号

図面に使用する表示記号は、図3.1～6を標準とすること。

[記入例]

(管種) (口径) (延長)

SSP Φ25 1.5

図3.1 給水管の管種記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼鋼管	SSP
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-V	硬質塩化ビニル管	VP
ポリエチレン管	PP	ポリ粉体ライニング鋼管	SGP-P	亜鉛メッキ鋼管	GP
鉛管	LP	銅管	CP	石綿セメント管	ACP
ライニング鉛管	PbTW	架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリプテン管	PBP
塗覆装鋼管	STWP	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	高密度ポリエチレン管	HPPE

図3.2 弁栓類その他の図示記号


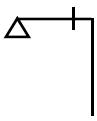

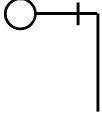

名称	図示記号	名称	図示記号	名称	図示記号
仕切弁		私設消火栓		管の交差	
止水栓		防護管(さや管)		メーター	
逆止弁		口径変更			

図3.3 給水栓類の符号(平面図)

種別	符号	種別	符号
一般用具		その他	

注：その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓などをいう。

図3.4 給水栓類の符号（立面図）

種 別	符 号	種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ボールタップ)		その他			

注：その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラー、電子式自動給水栓などをいう。

図3.5 受水槽その他の記号及び符号



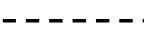
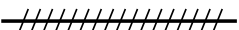
名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号及び符号				

図3.6 工事別の表示方法

名 称	新 設	既 設	撤 去	廃 止
線 別	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記入例				

イ 図面の種類

給水装置工事の計画及び施工に際しては、(ア)位置図、(イ)平面図を作成すること。また、必要に応じて(ウ)～(オ)の図面を作成すること。

- (ア) 位置図（周辺略図） 給水（申込み）家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。
- (イ) 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの
- (ウ) 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。
- (エ) 建物や給水管の配管状況等を図示したもの。
- (オ) 立体図 給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。

ウ 文字

- (ア) 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。
- (イ) 文書は左横書きとする。

エ 縮尺

- (ア) 平面図は、縮尺 1/50～1/500の範囲で適宜作成すること。
- (イ) 縮尺は図面ごとに記入すること。

オ 単位

(ア) 給水管及び配管図の口径の単位はmmとし、単位記号はつけない。

(イ) 給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけない。

なお、延長は少数第1位（少数第2位を四捨五入）までとする。

(2) 作図（図3.7）

ア 方位

作図にあたっては、必ず方位を記入し、北を上にするを原則とする。

イ 位置図

給水（申込み）家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。

ウ 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

(ア) 給水栓等給水用具の取付位置

(イ) 配水管からの分岐位置のオフセット（3点からの測定）

(ウ) 布設する管の管種、口径、延長及び位置

(エ) 道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分）

(オ) 公私有地及び隣接敷地の境界線

(カ) 分岐する配水管、既設給水管等の管種及び口径

(キ) その他の施工上必要とする事項（障害物の表示等）

エ 詳細図及び断面図

平面図で表すことのできない部分に関しては、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

取出しに伴う道路占用を行う場合は、本管上30cmに青色の埋設シートを敷設するとともに、マーカーを加えた断面図とすること。

オ 立面図

立面図は、平面で表現することのできない建物や配管等を表示すること。

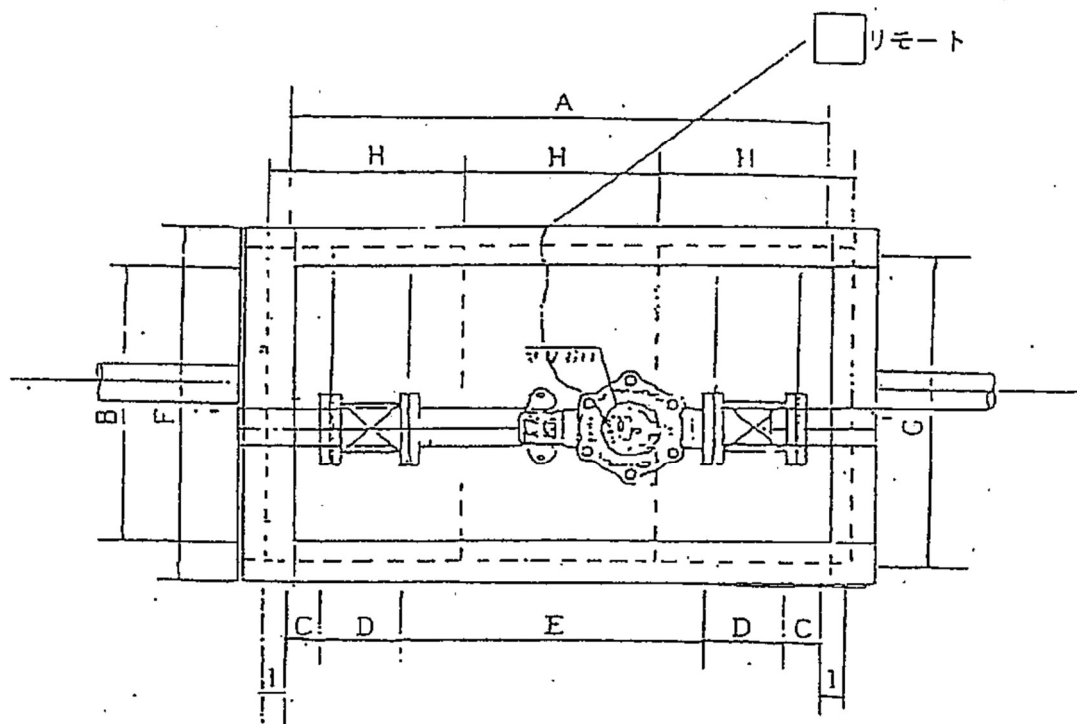
カ 立体図

立体図は、平面で表現することのできない配管状況を立体的に表現するもので、施工する管の種類、口径、延長等を記入すること。

キ その他

受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分（受水槽まで）と受水槽以下に分けること。使用材料については表3.8を参照し、表を作成すること。また給湯器も加えること。

メーター室平面略図(標準)



メーター室口径別寸法表 (標準)

記号寸法 口径	A	B	C以上	D	E	F	G	H	I
50 mm	1,100	750	100	125	560	970	820	363	70
75 mm	1,300	770	100	240	630	1,020	840	480	70
100 mm	1,500	800	125	250	750	1,050	870	546	70
150 mm	1,800	900	150	280	1,000	1,150	970	647	70